

議案第 75 号

栗山町総合計画の策定と運用に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 総合計画の構成（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 総合計画の策定手続（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 総合計画の運用（第 11 条—第 13 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策、事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

（総合計画の位置付け）

第 2 条 総合計画は、町政における最上位の計画であり、町が進める政策等は総合計画に根拠を置くものとします。

（総合計画の名称）

第 3 条 総合計画の名称は、「栗山町第 次総合計画— 年度～ 年度」とします。

（総合計画の体裁等）

第 4 条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、政策等を分かりやすく体系化します。

2 総合計画は、町民が簡便な方法で入手できるものとします。

第 2 章 総合計画の構成

（総合計画の体系）

第 5 条 総合計画は、計画期間を原則 8 年とする基本構想、基本計画、進行管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。

（基本構想）

第 6 条 基本構想は、町政運営の理念と基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の

推進に当たっての必要な事項により構成し、当該総合計画の策定と運用の指針とします。

(基本計画)

第7条 基本計画は、原則として前期4年の実施計画と後期4年の展望計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

2 実施計画は、財源調達を含めて実施が確実に見込まれる政策等により構成します。

3 展望計画は、将来を展望する政策構想と総合計画の策定時点では緊急性の低い政策等により構成します。

(進行管理計画)

第8条 進行管理計画は、実施計画に基づく主要事業の適切な進行管理に必要な事項を記載する政策情報であり、町長とその他執行機関はその情報を公表します。

2 町長とその他執行機関は、第12条第1項の規定に基づき政策等の追加、変更、廃止をしたときは、それぞれの主要事業について、その年度と理由を明記した上で、前項の規定に基づいて進行を管理します。

第3章 総合計画の策定手続

(総合計画の策定手順)

第9条 町は、総合計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、広く町民の参加機会を保障します。

2 総合計画は、政策等の実効性の確保のため、行財政改革推進計画等との整合性に留意して策定します。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加、議会による政策提案等を踏まえて総合計画原案（以下「計画原案」という。）を作成し、栗山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会からの答申を尊重して総合計画案を策定し、議会に提案します。

6 議会は、町長から提案された総合計画案について、慎重な審議を経て議決します。

(情報の作成と公開)

第10条 町は、前条第3項に定めた町民の参加を効果的に推進するため、総合計画の策定に当たって討議すべき課題と論点を整理した文書のほか、必要な情報を作成し、町民に提供します。

2 町民は、前項の情報の作成と提供に関して、意見を述べることができます。

第4章 総合計画の運用

(総合計画と予算の原則)

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

(総合計画の見直し)

第12条 町は、政策等の追加、変更、廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、総合計画を見直すことができます。

2 町は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

(各政策分野の基本的な計画)

第13条 栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）第8条第2号から第5号までに規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

2 前項の計画は、第9条に規定する総合計画の策定手順を例として策定します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。